

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その用途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。本市においては、下記の社会保障施策に要する経費の一般財源に広く充てています。

令和4年度決算

(歳入)

地方消費税交付金 695,009 千円
 (うち社会保障財源化分 380,282 千円)

(歳出)

社会保障施策に要する経費 (単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	968,822	674,438	6,438	287,946
	高齢者福祉事業	203,425	4,032	53,871	145,522
	児童福祉事業	1,304,975	369,414	26,480	909,081
	母子福祉事業	68,975	22,859	110	46,006
	生活保護事業	302,479	247,818	0	54,661
	その他	190,508	12,106	1	178,401
	小計	3,039,184	1,330,667	86,900	1,621,617
社会保険	国民健康保険事業	288,039	110,542	5,800	171,697
	介護保険事業	648,384	42,275	0	606,109
	後期高齢者医療事業	732,713	103,859	16,877	611,977
	小計	1,669,136	256,676	22,677	1,389,783
保健衛生	診療所事業	52,038	0	0	52,038
	予防対策事業	110,245	621	15,736	93,888
	健康増進事業	2,684	1,373	49	1,262
	その他	146,513	11,054	72,027	63,432
	小計	311,480	13,048	87,812	210,620
合計	5,019,800	1,600,391	197,389	3,222,020	